# 玄海3号機に係る使用前検査申請書の変更内容及び 共用設備の使用承認申請書の内容について

#### 1. 玄海3号機使用前検査申請書

## ○ 検査を受けようとする期日

	変更前	変更後
一号検査	自 平成 29 年 9月11日	自 平成 29 年 9月11日
	至 平成30年1月	至 平成30年 1月 <u>24日</u>
三号検査	自 平成 29 年 9月14日	自 平成 29 年 9月 14 日
	至 平成30年2月	至 平成30年2月 <u>15日</u>
四号検査	平成 30 年 3月	自 平成30年3月 <u>5日</u>
		至 平成30年3月 <u>16日</u>
五号検査	平成 30 年 4月	自 平成 30 年 4月 <u>23 日</u>
		至 平成30年 4月24日

### 〔使用前検査の検査事項〕

一号検査:構造、強度又は漏えいに係る検査ができる状態になった時に、材料、 寸法、外観・据付、耐圧・漏えいなどを確認する

二号検査:蒸気タービンの車室の下半分の据付が完了した時及び補助ボイラー の本体の組立てが完了した時に、材料、寸法、外観・据付、耐圧・ 漏えいなどを確認する

三号検査:原子炉に燃料を装荷することができる状態になった時に、機能又は 性能を確認する

四号検査:原子炉の起動を開始することができる状態になった時に、機能又は

性能を確認する

五号検査:定格出力運転時に、発電所の総合的な性能を確認する

## 2. 玄海4号機の工事計画に記載の3,4号機共用設備の使用承認申請書

平成30年4月24日から4号機の使用前検査合格日までの間、4号機工事計画に 記載している3,4号機共用設備を3号機で使用するための承認申請を行う。